

# 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に 関する意見募集について

平成18年8月18日  
厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課

確定給付企業年金における掛金の算定方法を合理化するため、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）の改正を行う予定です（本年9月下旬を目途）。

つきましては、別添の改正予定内容に関して、下記のとおり御意見を募集します。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

## 記

### 1 意見の提出方法

御意見をまとめ、電子メール、郵送又はFAXにて提出してください。

#### 【提出先】

- 電子メールの場合  
CP2006@mhlw.go.jp（テキスト形式）  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛
- 郵送の場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛
- FAXの場合  
03-3593-8431  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課パブリックコメント担当宛

### 2 意見の提出上の注意

電話による御意見は受け付けておりません。また、御意見は日本語に限ります。個人は住所・氏名・所属を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、公表させていただきますことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

### 3 意見の締め切り日

平成18年9月19日（火）（必着）